証券コード 2499 2025年3月12日 (電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株主各位

東京都港区六本木六丁目2番31号 日本和装ホールディングス株式会社 代表取締役専務 鶴 出 史

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申 しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提 供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各 ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのう え、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.wasou.com/profile/ir/stockinfo.html (上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/2499/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本



和装ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2499」を入力・検 索し、「基本情報| 「縦覧書類/PR情報| を順に選択して、「縦覧書類| にある 「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、議決権行使はご出席に代えて、電磁的方法(インターネット)又は書面 (郵送) によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会 参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に 議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日(水曜日)午後6時まで に到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) より議決権をご行使いただきますようお願い申 しあげます。

> 具 敬

1.日 時 2025年3月27日(木曜日)午前10時30分 (受付開始時刻は午前10時を予定しております。)

2.場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3.目的事項報告事項

- 1. 第39期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第39期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項等

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知と併せてお送りする議決権行使書用 紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告・連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.wasou.com/profile/ir/stockinfo.html)、株主総会資料掲載ウェブサイト(https://d.sokai.jp/2499/teiji/)及び東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス、
 - https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show) に掲載させていただきます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 会場におけるお土産等の配布はございません。

事 業 報 告

(2024年1月1日から) (2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に、設備投資が安定して推移するとともに、賃上げによる雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安傾向の継続、世界的な資源並びに原材料価格の高騰、中東情勢及びアメリカの政策動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループでは積極的な事業展開により 成果を上げることができました。まず、第1四半期連結会計期間から第2四 半期連結会計期間にかけては、新規顧客向けに実施した春期「きもの着付け 教室 において、初開催となった「お試し3回無料着付け体験コース」に多 くの応募をいただきました。その結果、体験後に本教室(全5回)へ進んだ 受講者数は前年同期を上回りました。また、既存顧客向けには「ブリリアン ツ地区大会 | を2~3月に開催し、取扱金額は前年比約130%を記録するな ど好調に推移いたしました。さらに、京都や米沢への産地ツアーや、全国 18会場で開催した「縁の会」と日本最大級のきものの祭典「遊々会」で は、あわせて約2.300名の方にご来場いただきました。第3四半期連結会計 期間以降も、「夏の花の都ツアー」や「博多祇園山笠ツアー」などの企画が 堅調な結果を残し、8月には帝国ホテル東京で開催した「きものブリリアン ツ全国大会|に延べ1.000名以上が参加するなど、好評を博しました。ま た、春期「きもの着付け教室」卒業生を対象とした「浴衣の着付け・半幅帯 の結び方し教室を新たに開講し、顧客の継続化につなげました。この結果、 春期の販売会の延べ参加者数は前年比115%に達し、卒業生が既存顧客向け の催事に参加する流れを生み出すなど、売上増加に寄与いたしました。これ により、販売コストの上昇など販売費及び一般管理費は増加したものの、各 施策が功を奏し、増収増益となりました。

さらに、新規事業として、今期新たにECサイト「KAERUWA」を開設いたしました。このサイトでは、洗える着物や和装小物などリーズナブルな価格帯の商品を主軸に、和関連の商品の取り入れ等を行っております。若年層を中心とした幅広いターゲット層の獲得に向け、当初より目標としている

「和の総合サイト」の実現を目指して、オリジナル商品の開発にも注力して まいります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高4,704百万円(前期比4.5%増)、営業利益480百万円(同22.0%増)、経常利益432百万円(同22.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益296百万円(同71.6%増)となりました。

なお、当社グループは、和服及び和装品の販売仲介を中心としたきもの関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は15百万円であります。その主な内容は、当社連結子会社である株式会社はかた匠工芸の本社設備の老朽化に伴う入替及び改修費用等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社連結子会社であるニチクレ株式会社は、ショッピングローン事業の運転資金の確保を目的に、以下の資金調達を行いました。

- イ. 2024年3月に、株式会社三菱UFJ銀行より、10億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高は、10億円となっております。
- ロ. 2024年4月に、株式会社商工組合中央金庫より、長期借入金として 15億円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

	区	分	第 36 期 (2021年12月期)	第 37 期 (2022年12月期)	第 38 期 (2023年12月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売	上	高(千円)	5,058,797	4,770,320	4,504,060	4,704,858
経	常	利 益(千円)	448,329	392,173	352,009	432,363
親会する	会社株主 る 当 期	に帰属(千円) 純 利 益(千円)	270,878	236,706	172,749	296,470
1 株	当たり当	期純利益 (円)	29.88	26.11	19.06	32.70
総	資	産(千円)	8,958,413	8,803,548	9,210,966	9,341,863
純	資	産(千円)	3,296,919	3,397,763	3,456,604	3,632,695
1 棋	*当たり	純資産 (円)	363.67	374.80	381.29	400.71

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社はかた匠工芸	100,000千円	100%	織物の製造及び販売
ニチクレ株式会社	100,000千円	100%	割賦販売斡旋業
NIHONWASOU TRADING CO.,LTD	557千円	100% (100)	和服縫製業

⁽注) 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

【経営環境】

わが国経済は、堅調な企業収益を背景に、設備投資が安定して推移するとともに、賃上げによる雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安傾向の継続、世界的な資源並びに原材料価格の高騰、中東情勢及びアメリカの政策動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

和装業界においても、まだ先行きは不透明な状況が続いており、現在の不透明な外部環境にどのように対応していくのかという課題に直面しています。しかし、そのような業界環境であるからこそ、当社グループでは新しい試みやグループ企業間のシナジー効果をより一層発揮できるように努めております。

新たな試みとしては、新規顧客向けに実施した春期「きもの着付け教室」において、「お試し3回無料着付け体験コース」を初めて開催いたしました。その結果、多くの方に応募をいただき、体験後に本教室(全5回)へ進んだ受講者数は前年同期を上回りました。また、顧客基盤を拡大するために2024年1月にはサイトを開設し、EC事業にも注力しております。

当社グループ企業間のシナジー効果についての強みは、製造(株式会社はかた匠工芸)や、縫製機能(NIHONWASOU TRADING CO.,LTD)だけでなく、仕入れ機能、流通機能(当社)、販促機能(ニチクレ株式会社)やアフターケア機能(当社きものリフレッシュセンター)等、グループ内で完結するいわば和装業界における「ワンストップ・ソリューション」によるグループシナジーを築いてきたことにあります。これは、創業時から確固たるビジネスモデルを確立し、不変的な軸足(ビジネスモデル)を右足にしっかりと置き、時代の変化をうまく捉えられる様に左足を順応させて動かしていくことを重んじてきたことが主要因であり、その結果として、不透明な外部環境の影響を受けながらも、比較的安定した成果をあげることができております。

今後はさらに幹となる日本和装事業を中心として、グループ会社がそれぞれの強みを活用することによって、和装業界に関わるあらゆるシェアの拡大に取り組み、和装業界における売上シェアナンバーワンを目指していきたいと考えております。

このような経営環境において、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであると考えております。

① 全社的な生産性向上

当社グループは市場規模が縮小傾向にある和装業界に属しながら、独自のビジネスモデルによって、業界内では比較的安定した営業利益を計上しております。2020年度から3期にわたり、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、営業利益は黒字を確保し、その後の2023年度、2024年度においても営業利益の黒字を確保しております。今後も安定的な収益を確保するため、組織整備と教育強化による人材育成を進めてまいります。

② 新規受講者の獲得

毎年春と秋の年2回実施している新規受講者の募集につきましては、消費者に対してきものへの興味を喚起し、当社の無料きもの着付け教室の扉をたたいていただくための最も重要なプロセスのひとつであります。当社では、市場のニーズを適切に捉え、効果的なプロモーション活動を行うことで事業の根幹となる需要拡大を図ってまいります。

③ 卒業牛へのアプローチ

当社の無料さもの着付け教室を卒業した卒業生に、当社を永くご愛顧いただくことも、当社グループの継続的な成長にとって重要であると考えております。当社グループでは、「きものを着ることを楽しむ機会」を充実させ、感動体験や付加価値の提供に注力するなど、常に品質やサービスの向上に努めるとともに、顧客の多様なニーズに応え、顧客満足度の向上を目指してまいります。

④ ガバナンス体制の強化

当社グループでは、ガバナンス体制及び内部管理体制の強化が重要課題のひとつと認識しており、グループ全体で適切な経営管理体制の構築と、内部管理体制の充実を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(2024年12月31日現在)

当社グループは主として次の事業を行っております。

- ① 和服及び和装品の販売促進の企画並びに販売代理業
- ② 和服及び和装品の売買契約の仲介業務
- ③ 着物の仕立て、縫製、クリーニング業
- ④ 和装、縫製の教育指導
- ⑤ 織物の製造及び販売業
- ⑥ 割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
- ⑦ 友の会事業(前払式特定取引業)
- ⑧ 诵信販売業務
- 9 和服縫製に関する牛産管理コンサルティング

(6) 主要な事業所(2024年12月31日現在)

① 当社

本社 東京都港区

営業拠点等

北海道局(北海道) 仙台局(宮城県) 東京城東局(東京都) 東京城南局(東京都) 東京城北・城西局(東京都) さいたま局(埼玉県) 千葉局 (千葉県) 新潟局 (新潟県) 横浜局(神奈川県) 静岡局 (静岡県) 京都局(京都府) 名古屋局 (愛知県) 大阪局 (大阪府) 阪奈局 (大阪府) 神戸局(兵庫県) 岡山局(岡山県) 広島局(広島県) 福岡局 (福岡県) 浜松支部(静岡県) 高松支部(香川県) 糸の匠センター(京都府) 日本和裁技術院(京都府)

きものリフレッシュセンター (京都府)

COCON GINZA(東京都)

お客様相談室(東京都)

② 子会計

株式会社はかた匠工芸 福岡県大野城市 ニチクレ株式会社 東京都中央区

NIHONWASOU TRADING CO.J.TD ベトナム社会主義共和国

(注) 当社の連結子会社であるNIHONWASOU(CAMBODIA)CO.,LTD.は、2023年1 月25日に解散決議を行い、清算手続中であります。

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区	区分		使	使 用 人 数		前連結会計年度末比増減					
き	も	の	関	連		155	(101) 名		△4	(9) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
104 (91) 名	△3 (5) 名	49.7歳	9.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト及び契約社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社 三 菱 U F	亅 銀 行			1,866百万円
株式会	社商工組合中	央 金 庫			1,193
株式会	社三井住	友 銀 行			794

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 33,000,000株

② 発行済株式の総数 9,134,000株

③ 株主数 10,065名

④ 大株主 (上位10名)

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
吉	\blacksquare	重	久		4,885,30	0株			53.8	38%
日本	和 装 加 盟	店持	株 会		352,90	0			3.8	39
日本和製	 表ホールディン	グス社員	員持株会		212,90	0			2.3	34
金	室	貴	久		123,00	0			1.3	35
道	面	義	雄		97,30	0			1.0)7
とな	み織物	株式	会 社		68,00	0			0.7	75
日本	和 装 講	師持	株 会		59,00	0			0.6	55
GMO	クリック証	Ĕ 券 株 :	式会社		55,20	0			0.6	50
奥	津	利	彦		51,70	0			0.5	57
木	津	貴	章		45,00	0			0.4	19

- (注) 1. 当社は、自己株式を68,400株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況(2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	, 	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	道面義	雄	株式会社はかた匠工芸 取締役 ニチクレ株式会社 取締役 日本和装沖縄株式会社 代表取締役社長 日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役社長 株式会社メインステージ 代表取締役社長
代表取締役専務	鶴野尚	史	当社 社長業務代行 当社 管理本部長 株式会社はかた匠工芸 取締役 ニチクレ株式会社 取締役 日本和装沖縄株式会社 代表取締役 日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役 株式会社メインステージ 代表取締役
取 締 役	近藤美	知子	きもの講師担当
取締役(社外)	渡辺	34	株式会社DFB 取締役 株式会社Master Visions 顧問 社団法人APJ 理事 株式会社ワールドパーク 顧問
取締役(社外)	松葉重	樹	株式会社zengo 代表取締役 株式会社ドローンアウト 取締役 株式会社九州ハニーズ 取締役 株式会社Retool 取締役
取締役(社外)	菅 原 洋	=	
常勤監査役(社外)	藤巻隆	志	ニチクレ株式会社 監査役
監査役(社外)	二反田 友	次	二反田公認会計士事務所 代表 株式会社ピエトロ 社外監査役
監査役(社外)	三 好	豊	森・濱田松本法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役渡辺弘氏、取締役松葉重樹氏及び取締役菅原洋二氏の3名は、社外取締役であります。
 - 常勤監査役藤巻隆志氏、監査役二反田友次氏及び監査役三好豊氏の3名は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役渡辺弘氏、取締役松葉重樹氏及び取締役菅原洋二氏を東京証券取引所の定め に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 取締役渡辺弘氏、取締役松葉重樹氏、取締役菅原洋二氏、常勤監査役藤巻隆志氏、 監査役二反田友次氏及び監査役三好豊氏の6名と当社は、会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額であります。
 - 5. 監査役二反田友次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社 との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の 追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により 補填することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役全員及び 子会社役員であります。また、被保険者が私的な利益供与等を違法に得たことや法 令違反を認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は補填の対象といたし ません。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区			分	支給人数(名)	報酬等の額(百万円)
取 (う ち	締 社 外	取	役 締 役)	6 (3)	79 (10)
<u>監</u> (う ち	查 社 外	監		3 (3)	19 (19)
合 (う <i>t</i>	5 社 夕	N 役	計 員)	9 (6)	98 (29)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2006年4月23日開催の臨時株主総会において年額300 百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
 - 2. 監査役の金銭報酬の額は、2003年10月16日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
 - 3. 上記のほか、2022年3月30日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し創業者功労金50百万円を支給しております。
 - ロ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。
 - ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項 当社の取締役の報酬等の額のうち、基本報酬に係る方針及び算定方法の 決定に関しては、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針と しており、月例の固定報酬のみで構成されております。取締役の個人別の 報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長道面義雄氏にその 具体的内容の決定を委任するものとします。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

代表取締役社長道面義雄氏は、取締役の個人別の報酬額について、取締役会にて役職ごとの責任や経営への影響度を考慮のうえ、取締役会の決議により定められた内規に従い、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することとしております。

なお、代表取締役が2名以上選定されている場合には、合議により決定することとしております。

監査役の報酬等に関しては、月例の固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議により決定しております。

(取締役)

取締役の報酬等の額のうち、基本報酬に係る方針としては、各取締役の 役職ごとの責任や経営への影響度に応じて支給する月例の固定報酬のみと しております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は、独立性の確保の観点から、月例の固定報酬のみとしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役渡辺弘氏は、株式会社DFB取締役及び株式会社Master Visions顧問、社団法人APJ理事並びに株式会社ワールドパーク顧問であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役松葉重樹氏は、株式会社zengo代表取締役及び株式会社ドローンアウト取締役、株式会社九州ハニーズ取締役並びに株式会社Retool取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役藤巻隆志氏は、ニチクレ株式会社の監査役であります。ニチクレ株式会社と当社との間にはクレジット契約に基づく販売代金の精算に関する取引関係等があります。

社外監査役二反田友次氏は、二反田公認会計士事務所の代表及び株式会社ピエトロ社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役三好豊氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であります。 当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

区		分	因	5		名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	渡	辺		弘	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に放送業界における豊富な経験と幅広い見識に基づく実践的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	松	葉	重	樹	当事業年度開催の取締役16回の全てに出席いたしました。 主に起業や複数の企業経営に参画した経営者としての経験と幅広い見識に基づく実践的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	菅	原	洋	Ξ	当事業年度開催の取締役会13回(注2)のうち全てに出席いたしました。 主に放送業界における豊富な経験と幅広い見識に基づく実践的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤	肋監査	查役	藤	巻	隆	志	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、監査業務における豊富な知識と経験に基づいて、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。
監	查	役	<u></u>	⊽⊞	友	次	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席、監査役会15回のうち13回に出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に会計監査に関する発言を行っております。
監	查	役	Ξ	好		豊豆	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。必要に応じ弁護士としての専門的見地から、取締役会における取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において主に業務監査に関する発言を行っております。

- (注) 1. 上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 - 2. 菅原洋二氏は、2024年3月28日 (第38期定時株主総会の会日) 付で社外取締役に就任したため、出席対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なっております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区	分	艺	<u> </u>	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額					32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 財産上の利益の合計額	その他の				32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に基づく報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主尊重の立場から、株主利益を守り継続かつ安定した配当を実施することが経営の重要な要素であると認識しており、配当に対する基本的な考え方としております。今後も中長期的な事業展開を考慮し、経営基盤の安定を図るための内部留保の確保にも配慮しつつ、業績動向等を総合的に勘案して、株主様への利益還元策を検討してまいります。その他、自己株式の取得につきましても、必要に応じて検討してまいります。

また、株主の皆さまにいち早く経営成果を還元できるよう、四半期配当制度を導入しております。

この方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、第1四半期は3円、第2四半期は3円、第3四半期は3円、期末配当金は5円とさせていただきました。これにより、当事業年度の年間配当金は1株当たり14円となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,041,452	流動負債	3,732,895
現金及び預金	2,749,609	営 業 未 払 金	37,698
	225.604	短期借入金	2,608,773
営業未収入金	235,694	未 払 金	102,291
割赋売掛金	5,430,797	未払費用	217,071
棚 卸 資 産	121,273	未払法人税等	67,326
前払費用	100,227	未払消費税等	50,910
		契約負債	364,378
未 収 入 金	365,371	営 業 預 り 金	23,972
その他	80,256	割賦利益繰延	137,276
 貸 倒 引 当 金	△41,778	その他	123,196
		固定負債	1,976,272
固定資産	300,411	長期借入金	1,970,272
有形固定資産	118,376	その他	6,000
建物及び構築物	45,425	負 債 合 計	5,709,167
		(純資産の部)	
土地	63,762	株主資本	3,610,751
そ の 他	9,188	資 本 金	478,198
 無形固定資産	20,014	資本剰余金	292,211
		利益剰余金	2,862,971
投資その他の資産	162,020	自己株式	△22,629
敷金及び保証金	84,011	その他の包括利益累計額	21,944
操延税金資産	59,966	繰延ヘッジ損益	1,313
		為替換算調整勘定	20,630
そ の 他	18,042	純 資 産 合 計	3,632,695
資 産 合 計	9,341,863	負債純資産合計	9,341,863

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から) 2024年12月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			4,704,858
売	L	E .	原	価			408,158
	売	上	総	利	益		4,296,699
販	売 費 ス	えびー!	般管:	理 費			3,816,383
	営	業		利	益		480,316
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	2,305	
	受	取	保	険	金	70	
	助	成	金	収	入	888	
	関(系 会	社	清 算	益	2,608	
	そ		\mathcal{O}		他	1,126	6,999
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	35,648	
	支	払	手	数	料	14,654	
	そ		\mathcal{O}		他	4,649	54,952
	経	常		利	益		432,363
特	另	IJ :	損	失			
	減	損		損	失	6,337	6,337
看	兑 金 等	手調 整	前当	乡期 純 利	益		426,025
ž	去人税	. 住	民 税	及び事業	€税	118,475	
ž	去人	税	等	調整	額	11,079	129,554
È	当	期	純	利	益		296,470
兼	規会社	株主に帰	帰属す	る当期純和	刊益		296,470

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,055,033	流動負債	709,226
 現金及び預金	2,359,413	営 業 未 払 金	27,840
当 ** +		短期借入金	29,800
営業未収入金	258,075	未 払 金	80,193
前 払 費 用	79,848	未払費用	199,844
関係会社短期貸付金	301,761	未払法人税等	61,512
 未収入金	33,827	未払消費税等	45,605
		契 約 負 債	208,893
その他	22,106	営 業 預 り 金	35,360
固定資産	454,184	そ の 他	20,175
 有形固定資産	44,010	固定負債	6,000
7-13- H/m		そ の 他	6,000
建物	42,063	負 債 合 計	715,226
工具、器具及び備品	1,946	(純資産の部)	
無形固定資産	3,597	株主資本	2,792,676
ソフトウェア	3,597	資 本 金	478,198
		資本剰余金	373,060
投資その他の資産	406,576	資本準備金	354,973
投資有価証券	450	その他資本剰余金	18,087
関係会社株式	275,611	利益剰余金	1,964,046
		利益準備金	3,114
敷金及び保証金	82,861	その他利益剰余金	1,960,932
関係会社長期貸付金	23,898	繰 越 利 益 剰 余 金	1,960,932
繰延税金資産	40,121	自己株式	△22,629
その他		評価・換算差額等	1,313
	3,966	繰延ヘッジ損益	1,313
貸倒引当金	△20,333	純 資 産 合 計	2,793,990
資 産 合 計	3,509,217	負債純資産合計	3,509,217

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 1 月 1 日から) 2024年12月31日まで)

	利	4				金	額
売		上		高			4,242,973
売		上	原	価			342,928
	売	上	総	利	益		3,900,045
販	売費	貴及び一	般 管	理 費			3,602,370
	営	業		利	益		297,674
営	į	業外	収	益			
	受	取		利	息	2,355	
	受	取	保	険	金	70	
	業	務 受	託	手 数	料	2,796	
	経	営	指	導	料	5,541	
	助	成	金	収	入	888	
	そ		\mathcal{O}		他	1,343	12,995
営	į	業外	費	用			
	支	払		利	息	794	
	ゴ	ル フ 🕏	員	権売却	損	1,938	
	IJ		ス	解 約	損	982	
	為	替		差	損	210	
	そ		の		他	496	4,421
	経	常		利	益		306,248
特		別	損	失			
	減	損		損	失	6,337	6,337
₹	说	引前	当期	純 利	益		299,910
ž	去 人	税、住	民 税	及び事業	税	92,678	
ž	去	人 税	等	調整	額	9,826	102,504
<u> </u>	当	期	純	利	益		197,405

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 伊業務執行社員

藤次男

指定有限責任社員 公認会計士 照業務 執行 社員

公認会計士 照 屋 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本和装ホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本和装ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注 記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類 が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の 財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結 計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査 人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

日本和装ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 岡事務

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員公認会計士照 業務執行社員

藤 次 男

1/ 屋 洋

公認会計十 伊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本和装ホ ールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第 39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」と いう。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認 められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び 損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書 類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査 役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は 含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するも のではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読 し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が 監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、ま た、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があ るかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りが あると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に 応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する 注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等 が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当 であると認めます。

2025年2月20日

日本和装ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 藤巻隆 志 印

監査役(社外監査役) 二反田 友 次 ⑩

監査役(社外監査役) 三 好 豊 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 また、取締役 道面義雄氏は、本総会終結の時をもって退任いたしますので、 新任の候補者1名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	。 ・	略歴、当社における地位及び担当 所有する当社 がに重要な兼職の状況 の 株 式 数
1	つる の はお ふみ 鶴 野 尚 史 (1971年1月19日生)	1996年10月 ダンザス株式会社 入社 2002年7月 株式会社秀和システム 入社 2005年2月 株式会社プロム 入社 2007年8月 三洋貿易株式会社 入社 2017年4月 ゆこゆこホールディングス株式会社 入社 2019年3月 当社 入社 財務経理部上席部長 2021年3月 当社 取締役管理本部長 ニチクレ株式会社 取締役(現任) 2023年3月 当社 青務取締役管理本部長 株式会社はかた匠工芸 取締役(現任) 2024年10月 当社 代表取締役専務管理本部長(現任) 当社 社長業務代行(現任) 日本和装ダイレクト株式会社 代表取締役(現任) 株式会社メインステージ 代表取締役(現任) 日本和装沖縄株式会社 代表取締役(現任)
		(取締役候補者とした理由) 鶴野尚史氏を取締役候補者とした理由は、当社代表取締役として当社 を統括し、経営の中枢として発揮している強いリーダーシップを、引 き続き当社の経営全般の意思決定に有効的にいかしていただくためで あります。また、経営管理面において豊富な実績と経験、知見を有 し、これまでも当社代表取締役専務管理本部長として職責を果たして きており、当社取締役にふさわしい経験と能力を有していると判断し たためであります。

候補者番号	。 氏 ^{が 変} 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	2 近藤美知子 (1948年5月18日生)	1967年 4月 株式会社第三銀行(現 株式会社三十三銀行)名古屋支店入社 2001年 4月 健勝苑グループ 熱愛会 入社 2005年10月 当社 きもの講師(現任) 2018年 3月 当社 取締役 就任 2021年 3月 当社 取締役 退任 2024年 3月 当社 取締役 就任(現任)	100株
	(取締役候補者とした理由) 近藤美知子氏を取締役候補者とした理由は、きもの講師 経歴と和装に関する豊富な知識を、当社の経営全般の意 効に活かしていただくためであります。		
* 3	※ 井 上 誠 司 3 (1978年6月20日生)	2002年 4月三和シヤッター工業株式会社 入社2003年 7月当社 入社2019年 1月当社 北日本営業部 部長2024年 1月当社 東日本営業統括本部 本部長2024年11月当社 執行役員 東日本営業統括本部 本部長 (現任)	一株
3		(取締役候補者とした理由) 井上誠司氏を取締役候補者とした理由は、当社のきもの別いて豊富な実績と経験及び知見を有し、これまでも当社幸本営業統括本部本部長として職責を果たしてきており、当ふさわしい経験と能力を有していると判断したためであり	執行役員東日 首社取締役に

候補者番号	。 り が な 氏 名 (生年月日)		所有する当社の 株式数
4	羻 觉 弘 (1952年7月11日生)	1976年 4 月 日本テレビ放送網株式会社 (現日本テレビホールディングス株式会社)入社 2006年 1 月 同社 制作局長 2008年 6 月 同社 執行役員制作局長 2009年 6 月 同社 取締役執行役員 2012年 6 月 同社 取締役常務執行役員 2012年10月 同社 常務取締役 2013年 6 月 同社 専務取締役 2013年 6 月 同社 東務取締役 2016年 7 月 株式会社日テレアックスオン 代表取締役会長 2018年 6 月 同社 顧問 2019年 3 月 当社 社外取締役 (現任) 2019年 3 月 共式会社DFB 取締役 (現任) 2019年 3 月 共式会社DFB 取締役 (現任) 2019年 5 月 株式会社DFB 取締役 (現任) 2019年 5 月 株式会社Master Visions 顧問 (現任) 2021年 5 月 楽天グループ株式会社 コンテンツ事業アドバイザー 2024年 9 月 株式会社ワールドパーク 顧問 (現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 渡辺弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は放送	一株
		る豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該 識を活かして特に経営全般について専門的な観点から取 執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び意思:性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを めであります。	締役の職務 決定の妥当

候補者番号	が 発 氏 が 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	*○ ば 単 樹 松 葉 重 樹 (1974年8月24日生)	1998年 4月 日本NCR株式会社 入社 2000年 9月 株式会社サイバーエージェント 入社 2003年 1月 同社 メディア部門事業統括 2005年 1月 株式会社でAI 入社 2007年 5月 株式会社でAI 入社 2009年 4月 楽天株式会社 (現 楽天グループ株式会社)入社 2014年 1月 株式会社Kauli 取締役 2015年 7月 株式会社fluct 取締役 2018年10月 株式会社zengo 創業 代表取締役 (現任) 2019年 6月 株式会社スクールパートナーズ 顧問 2021年 2月 株式会社ドローンアウト 取締役 (現任) 2021年 3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 1月 株式会社加州ハニーズ 取締役 (現任) 2022年 5月 株式会社趣味なび 監査役 2023年 3月 株式会社Retool 取締役 (現任)	一株
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 松葉重樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は起 企業経営に参画した経営者としての経験と幅広い見識 り、引き続き当該経験及び知見を活かして特に経営全船 門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等 こと、及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための を果たすことを期待したためであります。	選業や複数の を有してお について専 をいただく

候補者番号	。 氏 が 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
6	普 原 洋 <u></u> (1957年5月16日生)	1981年 4 月 日本テレビ放送網株式会社 入社 1988年3 月 日本テレビ バンコク支局長 2004年 6 月 同社 関西支社営業部長 2006年 7 月 同社 経営計画室経営企画部長 2008年 7 月 同社 営業局次長 2011年 7 月 同社 営業局総務 2012年 6 月 同社 取締役 執行役員 営業局長 2013年 6 月 同社 取締役 執行役員 営業担当 2016年 6 月 同社 取締役 常務執行役員 営業担当日本テレビホールディングス株式会社常務取締役 経営戦略担当補佐兼務公益財団法人読売日本交響楽団 理事 2017年 6 月 株式会社福岡放送 代表取締役社長 2021年 6 月 同社 相談役 2024年 3 月 当社 社外取締役 (現任)	一株
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 菅原洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企 画した経営者としての経験と幅広い見識を有しており、 び知見を活かして特に経営全般について専門的な観点か 職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び意 当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすこと ためであります。	デ 業経営に参 当該経験及 いら取締役の 類思決定の妥

(注) 1. ※印は、新任候補者であります。

- 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3. 渡辺弘氏及び松葉重樹氏並びに菅原洋二氏は社外取締役候補者であります。なお渡辺 弘氏及び松葉重樹氏並びに菅原洋二氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外 取締役としての在任期間は、渡辺弘氏が本総会終結の時をもって6年、松葉重樹氏が 本総会終結の時をもって4年、菅原洋二氏が本総会終結の時をもって1年となりま す。
- 4. 当社は、渡辺弘氏及び松葉重樹氏並びに菅原洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者が再任された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
- 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款第29条に規定しており、渡辺弘氏及び松葉重樹氏並びに菅原洋二氏との間で責任限定契約を締結しております。各候補者が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役のうち三好豊氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

、	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
습 전 점 也 (1983年5月9日生) ※	2006年12月 みすず監査法人入所 2007年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2012年10月 白石会計事務所開設 代表 (現任) 2013年12月 株式会社はかた匠工芸 監査役 (現任) 2016年10月 Alvis税理士法人 代表社員 2021年9月 AGRIT株式会社 代表取締役社長 (現任)	一株
	(社外監査役候補者とした理由) 白石哲也氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会言 務及び会計における高度な専門知識を有しており、当社 役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断 あります。	上の社外監査

- (注) 1. ※印は、新仟候補者であります。
 - 2. 白石哲也氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 4. 白石哲也氏が選任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。白石哲也氏が選任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、 行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、電磁的方法(インターネット)または郵送(議決権行使 書)による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。 (ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年3月26日(水曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使 内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上 での任意のパスワードへの変更が可能です。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行

使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.
 - (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後 に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続 料金等)は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場ご案内図

会 場:野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階



交通のご案内

地下鉄-東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅(A9出口方面)徒歩約1分JR線-総武本線 新日本橋駅(1番出口)徒歩約4分

半蔵門線・銀座線三越前駅、JR新日本橋駅からは、地下道でYUITOに直結しています。

※駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※会場におけるお土産等の配布はございません。

